第四十九条	
請求書に、準母子年金の国民年金証書を添えて、これ	請求書
ならない。	ならない。この場合において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）	
第五十三条	
請求書に、遺児年金の国民年金証書を添えて、これ	請求書
ならない。	ならない。この場合において、当該請求書に基礎年金番号を記載するときは、当該請求書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
第五十四条	
国民年金支給停止事由該当届に、遺児年金の国民年金証書を添えて、すみやかに、これ	速やかに、氏名、生年月日、住所、個人番号又は基礎年金番号、国民年金証書の年金コード、支給停止の事由が生じた年月日を記載した届書
ならない。	ならない。この場合において、当該届書に基礎年金番号を記載するときは、当該届書に国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
（略）	
第五十五条第一号	遺児年金の国民年金証書
（略）	届書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
第五十五条第二号及び第六十条の五第二号	（略）

第四十九条		
準母子年金の国民年金証書を	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を	
（新設）	（新設）	
（略）		
第五十三条、第五十四条及び第五十七条	遺児年金の国民年金証書を	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を
（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
（略）		
第五十五条第一号及び第五十六条第一号	遺児年金の国民年金証書	国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類
（略）	（略）	（略）
第五十五条第二号及び第六十条の五第二号		